

注 意 事 項

1. 職員は、院長の許可なく撮影室に立ち入らぬこと。
2. 職員は、フィルムバッヂ等を装着して作業に従事すること。
3. 職員は、撮影室に於いては照射方向及びその漏洩線に注意すること。
4. 職員は、撮影室使用中には入口に使用中の表示をすること。
5. 職員は、患者に対して不必要な放射線を照射しないよう常に心掛けること。